

初代総長渡邊洪基提出「一年志願兵規則改正ニ関スル建言」について

中野 実
佐々木 尚毅

一、はじめに

二、一年志願兵制度について

三、史料紹介

一、渡邊洪基提出「一年志願兵規則改正ニ関スル建言」

二、(関連史料) 加藤弘之提出「分科大学々生徴兵猶予年限ヲ猶三年間

延期ノコトニ徴兵令改正ノ件」

四、史料解説

五、まとめ

一、はじめに

一年志願兵制度は、一八八三(明治一六)年の徴兵令改正の際に創設された、特定の学校の生徒にのみ与えられた徴兵制度上の特典であった。一般の徴兵が、三年間を兵営の中で過ごさねばならないのに対し、彼ら学生は一年でその義務を果たすことができるのである。この制度

は、一八八九(明治二二)年一月の徴兵令改正により整備され、さらに翌月には単独の法令として一年志願兵条例も制定、公布される。

今回紹介する初代総長渡邊洪基の建言書は、八九年徴兵令に基づく徴兵制度下において実施された一年志願兵制度について、その改正を求めて一八九〇(明治二三)年に提出されたものである。

この建言書は当時、国内唯一の大学であった帝国大学が、徴兵制度上、中等教育機関と同一に取り扱われていることに対して、その不都合あるいは問題を指摘し、「国家有用ノ材」たる帝国大学学生に対する尚一層の厚遇を求めたものである。この建言書において、改正を要すると指摘された点の一部は、三年後の徴兵令一部改正によって実現している。ただし、この一部改正が建言書の指摘によるものなのか、どうかは明確ではない。しかし、そうしたことよりも、この建言書の重要性、あるいは面白さは、この建言書の内容自体にある。帝国大学の総長が、自らの大学、そしてその学生をどのように見ていたのか、また、富国強兵策の中で大学あるいは大学生の果たすべき役割をどのようなものと考え

えていたのか、といったことが素直に表現された建言であるといつてよい。

ところで、『東京大学百年史』では、こうした、高等教育機関と徴兵制度との関係について充分に触れられていない。もともとこの問題に関する先行研究が極めて少ないのである。しかも、管見の限りではそれらは制度政策的な観点からの研究がほとんどで、徴兵制度に対する大学側の対応を扱ったものではない。ことに徴兵猶予にみられる学生の特権の確保にあたって、大学側がどのように努力をしていたかも明らかにされたことはない。その意味においてもこの建言書は重要である。

以下、まず一年志願兵制度とこの制度をめぐる当時の徴兵制度実施の状況とについて簡単に触れる。当時の徴兵制度の状況が理解されなければ、なぜ、このような内容の建言が、八九年徴兵令下においてなされたのか、逆にいえば、どうして帝国大学創設時ではないのかが理解されないであろう。また、この建言書が改正を求める一年志願兵制度自体が判然としなければ、建言書の意味、位置づけが理解されないと考えるからである。

二、一年志願兵制度について

渡邊洪基が建言書を提出したのは、一八九〇(明治三三年)二月である。その前年八九年に改正された徴兵令の下、十二月一日に一年志願兵として服役した学生の状況を憂いてのことであった。

ところで、その一年志願兵制度は、一八八三(明治一六年)の改正徴

兵令において創設された制度で、渡邊が建言書を提出するかなり以前から既に実施されていた。建言書が帝国大学創設時ではなく、九〇年に提出された背景について、まず触れたい。

日本の徴兵制度は、法令の変遷に則して大きく三つに区分される。

一八七三(明治六年)一月の徴兵令にはじまる第一期、そして、「全国皆兵」(国民皆兵)の原則を確立させた新徴兵令ともいうべき一八八九年の改正徴兵令にはじまる第二期、そして一九二七(昭和二年)の兵役法期である。第一期の特徴は、制度上に徴集免除等の例外が広範に認められていたことであり、また、その例外規定をたくみに利用した、徴兵忌避の風潮が強くみられたことにある。七三年徴兵令は何度が改正された。その改正は、徴兵忌避によって生じる兵員不足をなくし、必要な配賦予定人員を確保するために免除枠を削る必要があったからである。そうした改正のうち、八三年の徴兵令改正の際、一年志願兵制度は創設された。

八三年改正徴兵令は、次のように規定している。

第十一条 年齢満十七歳以上満二十七歳以下ニシテ官立府県立学校小学校ノ

卒業證書ヲ所持シ服役中食料被服等ノ費用ヲ自弁スル者ハ願ニ因リ一個

年間陸軍現役ニ服セシム

其技芸ニ熟達スル者ハ若干月ニシテ帰休ヲ命スルコトアル可シ但常備兵

役ノ全期ハ之ヲ減スルコトナシ

一般の壮丁該当者が抽籤の結果、現役兵として三年の兵役義務を課せられていたのに比べて、服役中の費用を負担しなければならなかったとはいえ、これが官公立学校卒業者に与えられた特典であったことは、渡邊が取り上げた八九年徴兵令下の一年志願兵制度といささかも

かわらない。しかし八九年まではこの制度に志願する者が一〇名を超えることはなかった。それは、先にのべたように徴兵制度上はまだ徴集を免除する例外が設けられていたことによる。たとえば、壮丁のうち「戸主」と、改正により年齢が引き上げられたとはいえ「戸主年齢満六十歳以上ノ者ノ嗣子或ハ承祖ノ孫」などは、実質的に徴兵免除となる平時徴集猶予とされていた(第一七条)。またなによりも、一年志願兵の有資格者となるべき「官立府県立学校小学校ヲ除クニ於テ修業一箇年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒」は「六箇年以内徴集ヲ猶予」され(第一九条)、また「官立府県立学校小学校ノ卒業證書ヲ所持スル者ニシテ官立公立学校教員タル者」および「官立大学校及ヒ之ニ準スル官立学校本科生徒」は、「其事故ノ存スル間徴集ヲ猶予」された(第一八条)。一年志願兵有資格者のうち、ことに「官立大学校及ヒ之ニ準スル官立学校」の卒業者のほとんどは、徴集を猶予される「官省院庁府県ニ於テ余人ヲ以テ代フ可カラサル技術ノ職」(第二二条)に就くのが普通であった。このように、一年志願兵有資格者が徴集をのがれられる手だては、徴兵制度の例外として合法的に用意されていたこともあって、こうした枠をはずれ、一年志願兵制度を特典として志願する者はほとんどいなかったのである。

一年志願兵制度をめぐる状況が一変したのは、一八八九(明治二二)年一月、法律第一号をもって新たな徴兵令(以下、新徴兵令と記す)が公布されてからである。この新徴兵令の特徴は、旧令で広く認められていた例外を極力排し、「全国皆兵」の原則を確立させたことにある。新徴兵令は、この特徴をもって徴兵制度上に一時期を画することとなる。

新徴兵令が認めた免役該当者は「廢疾又ハ不具等ニシテ徴兵検査規

則ニ照シ兵役ニ堪ヘサル者」のみであり(第一七条)、八三年の旧令では免役とされていた「戸主」「戸主年齢満六十歳以上ノ者ノ嗣子或ハ承祖ノ孫」などからは、その特典が剝奪された。旧令にあった事実上は平時免役であった徴集猶予制度は廃止され、かわって徴集延期制度が導入されたが、それも「体格完全且強壯ナルモ身幹未タ定尺ニ滿タサル者」「疾病中又ハ病後ニシテ勞役ニ堪ヘサル者(翌年再検査)」「第一八条」、「公權ノ剝奪若クハ停止ヲ附加ス可キ重罪ノ為尋問中若クハ拘留中ノ者」(その事故やむまで)(第一九条)、そして「徴集ニ応スルトキハ其家族自活シ能ハサルノ確證アル者」(二三年間)(第二〇条)とに限定された。

以上の規程からすれば、新徴兵令の下では、ごく限られた人を除き、壮丁年齢の男子は、等しく現役徴集の可能性をもつことになった。このように、「全国皆兵」を確立した新徴兵令の中にあつて、一年志願兵制度は存続し続け、このとき新たに創設された六箇月間陸軍現役兵制度とともに、唯一の特典制度となつたのである。新徴兵令は次のように規定している。

第十一条 満十七歳以上満二十六歳以下ニシテ官立学校帝國大学教員府県立師範学校中学校若クハ文部大臣ニ於テ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認メタル学校若クハ文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學政治學理財學ヲ教授スル私立学校ノ卒業證書ヲ所持シ若クハ陸軍試験委員ノ試験ニ及第シ服役中食料被服器具等ノ費用ヲ自弁スル者ハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得但費用ノ全額ヲ自弁シ能ハサルノ證アル者ニハ其幾部ヲ官給スルコトアル可シ

前項ノ一年志願兵ハ特別ノ教育ヲ授ケ現役満期ノ後二箇年間予備役ニ五箇年間後備役ニ服セシム

満十七歳以上二十六歳以下ニシテ官立府県立師範学校ノ卒業者ハ六箇月間陸軍現役ニ服スルコトヲ得其服役中ノ費用ハ当該学校ヨリ之ヲ弁償スルモノトス
第二十一条 第十一条ニ掲クル学校ニ在校ノ者ハ本人ノ願ニ由リ満二十六歳迄徴集ヲ猶予ス其事故満二十六歳迄ニ止ミ又ハ二十六歳ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集ス但第十一条ニ依リ一年志願兵ヲ志願スル者ハ此限ニ在ラス

學術修業ノ為メ外国ニ寄留スル者ハ本人ノ願ニ由リ満二十六歳迄徴集ヲ猶予ス二十六歳迄ニ帰朝シ又ハ二十六歳ヲ過キ帰朝スル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集ス但陸軍試験委員ノ試験ニ及第シタル者ハ一年志願兵ヲ志願スルコトヲ得

そして、新徴兵令公布の翌月二月二十七日、勅令第一四号を以て陸軍一年志願兵条例が公布された。

ここで、これらの規定により大学生の場合を想定し、一年志願兵について整理しておこう。まず、大学生は二六歳まで一般の徴集を猶予される。二六歳までに卒業あるいは退学により大学生でなくなった場合、徴兵検査に合格した一般壮丁が抽籤によって徴集か否かが決められるのに対し、大学生は一年志願兵とならない限り「抽籤ノ法ニ依ラス」つまり全員徴集される。この場合、卒業した者は一年志願兵を志願することによって一年の服役で除役となる。一方、退学した者は、陸軍試験委員の試験に合格すれば一年志願兵となることができ、不合格の場合は抽籤の法に依らず徴集され、一般徴兵同様、三年間現役に服す。また、二六歳になっても卒業のめどのたたない者は、いったん休学して、あるいは廃学して現役に服さなければならぬ。この場合も、陸軍試験委員の試験に合格すれば一年、不合格の場合は一般

徴兵同様三年間服役しなければならない。

一年志願兵となるためには、全兵種とも入営に際し六〇円、騎兵として服役するものはさらに八〇円を納めなければならない。入営後は、他の一般現役とは異なる待遇と教育を受け、勤務態度によっては、入営六カ月にして上等兵となり（一般徴兵は二年）、一年の服役後は、下士官として予備役に編入されるのである。

一八八九年二月一日、新徴兵令下、はじめての一年志願兵が入営した。その一年志願兵の中にあつた帝国大学学生の状況をみて、渡邊は、翌九〇（明治二三）年二月、「一年志願兵規則改正ニ関スル建言」を提出したのである。

次に建言書の全文を紹介し、その内容について解説を行う。また、一年志願兵制度改正に関する参考史料として、加藤弘之の稟請書も掲げた。

三、史料紹介

一、渡邊洪基提出「一年志願兵規則改正ニ関スル建言」

〔重要書類彙集〕自明治十二年至明治廿四年所収、東京大学史史料室所蔵）

〔本文〕

明治廿二年一月法律第一号徴兵令第十一条ニ掲載セル一年志願兵ノ事タル全国皆兵タルヘキノ主義ト国家経済ト兩立セル美事ニシテ本学一同ノ最モ賛成スル所ノ者ナリ故ニ昨年十二月一日入営ノ卒業生ノ如キハ其公共ニ對

スル義務心ナカリセハ苦情多々ナリト雖モ進ンテ之ニ従事シ現ニ従前ノ意向及習慣ト全ク異ル生活ヲ為シ日夜勉勵従事ス其行ヤハ実ニV嘉スヘク又憐ムヘキ者ナリ準ヘニ此方法ノ宜キヲ得テ法律ノ目的ヲ達センコトヲ折望スルナリ但此方法ニシテ一方ニハ全国皆兵ノ実効ヲ奏セス一方ニハ國家經濟ニ障害ヲ与フル事情アラハ之ヲ矯正スルハ其目的ヲ達スルニ於テ最モ務ムヘキノ急ナリトス其目五アリ

第一 体格試験ヲ嚴密ニ為ス事

大學ノ學生ハ其性自ラ學ニ長シ少時ヨリ従事スル所概ネ筆硯圖書ニシテ身体自ラ軟弱ニ流レ易シ殊ニ方今徵兵適齡ノ者ニ至リテハ既ニ封建武治ノ因襲ヲ脱シ文教ニ偏倚スルノ時ニ養成セラレタル者ニシテ最近二三年間漸ク尚武ノ風流行スト雖モ已ニ文事ノ特ニ繁劇ナルニ逢ヒ志氣譬ヒ壯烈ナルモ身体ノ教育未タ其程度ニ至ラス吾輩本學ノ學生ヲ通觀スルニ其精神ハ學識ヲ得ルモ身体ハ大率ネ孱弱ナルモノ、ミナルハ常ニ長歎息スル所ナリ依リテ百方其身体ノ教育ニ力ヲ用フルト雖モ俄ニ其功ヲ奏スヘキニ非ス此輩ヲシテ文筆ヲ投シテ戎軒ヲ事トセシムルニ於テハ理事者ノ最モ戒メ慎ム所ナクンハアラス此輩身体ハ孱弱ニシテ精神ハ鋭敏ナリ譬ヒ其身体ニ対シ些少ノ變動ヲ起スモ其感動スル所彼田夫野人ニ比シテ大ナルハ勢ノ免レサル所ナリ況ンヤ其身体ニ比シテ過重ノ労働アルニ於テヤヤ既ニ新募ノ志願兵中ニ在ル其ノ如キ最モ奇抜ノ性質ニシテ在學ノ時モ常ニ運動ヲ好ミ志願兵ニ於ケルモ進ンテ従事シタル者ナルカ頃日肺患ニ罹リ為メニ退營セサルヲ得サルニ至レリト而シテ此肺患タル俄ニ發シタルニ非ス体格宜シカラサルハ以前ヨリ然リシナリト果シテ然ラハ十數年間營雪ノ勞ヲ積ミ國家有用ノ材ヲ養成シ國家ニ対スル義務トハ云ヘ一兵卒ニ伍シテ其健康ヲ害シ性命ヲ短縮スルカ如キハ國家經濟ニ於テ害アルノミナラス全国皆兵ノ主義ニ於テ損スル所ナクンハアラス蓋シ志願兵ノ設置ハ其目的直ニ現役ノ多數ヲ求ムルニ在ラスシテ有事ノ時兵務ニ堪エル者多キヲ要スレハナリ世間伝説ス志願兵ノ体格検査ハ寬貸スル所ア

リト吾輩以為ク却テ嚴密ナラサル可カラスト

第二 務メテ服役ヲ短縮スル事

本學ノ學生ハ小学ヨリ中学ヲ以テ尋常國民的教育ヲ卒リタル上ニ特科ノ予備ヲ為シ高等中学ヨリ大學ニ入り其業ヲ卒フル者ニシテ其目的ヲ定メ學ニ就クヨリ少キモ十年多キハ十四五年專ラ學業ニ従事スル者ニシテ然カモ富家ノ子弟ハ殆ト之レ無ク多クハ親族知人ノ補助ヲ受ケ又借財ヲ以テ其業ヲ成ス者比々皆然リ特リ一身金錢上ノ負担ヲ以テ出學スルノミナラス更ニ親族ノ生計ヲ負担セサルヲ得サルナリ其実況ヲ言ハハ學生卒業證書ヲ受ケ大學ノ門ヲ出レハ債主前ニ塞ク親族其後ニ滿ルモノト云フヘシ實ニ學門ヲ出テ、實業ニ就クノ間空過スルノ月日ハ其一身ノ苦境保護者及親戚ノ失望察スルニ余リアル者ナリ一身ノ状態是ノ如シ而シテ國家ニ對シテ之ヲ言ヘハ財政困難ノ際ニ於テ巨万ノ國費ヲ以テ多年之ヲ養成シ其需要ハ多クシテ供給ハ尚及ハサルノ時ニ於テ其學ヲ所ヲ行フノ時ヲ減少スルハ其不利之ヨリ大ナルハナシ是立法上最モ注意スヘキ者ナリ況ヤ現在ノ學生ノ如キ既ニ兵役ヲ免カル、ノ覺悟ナリシ者ノ頓ニ此賦課ヲ受クル者ニ於テテヤヤ其目的ニ害ナキ限リハ宜シク其服役時間ヲ短縮スヘキナリ特ニ大學卒業生ノ如キ知識發達ノ者ニ於テハ徵兵令第十三條ニ該當セシムヘキハ訓練ノ方法ニ於テ注意スル所アラハ輒ク之ニ違スヘキヲ信スルナリ

第三 卒業生一年志願兵ヲ志願スヘキノ期ヲ數年間延ハサレン事

徵兵令第十一條ニハ滿十七歲以上滿二十六歲以下ノ者ニ限り一年志願兵トナルコトヲ得ルコト、為セル然ルニ大學ハ恰モ適齡以後ニ於テ漸ク入學ヲ得ル者ニシテ學科ノ高尚ナル課程ノ繁密ナルニ二十六歲以下ニシテ卒業スヘカラサルモノ亦多シ一昨年及昨今兩年ノ実況ニ照シテ之ヲ見ルニ一昨年七月卒業ノ者百三十二名中二十六歲ヲ過クル者三十一名二十六歲ノ者二十五名昨年七月卒業ノ者百十八名ノ内二十六歲ヲ過クル者三十五名二十六歲ノ者三十五名ナリトス而シテ本年七月卒業ノ者ニシテ二十

六歳ヲ越ユル者五十七名アリ而シテ学科課程ノ進ムニ從テ益々増加スルノ情勢アルハ別表(欠)ノ如シ然ルニ此輩一年志願兵ヲ出願センニハ其學業半途ニシテ服役シ其間休學シテ再ヒ學ハサルヲ得ス失フ所莫大ナリトス去レバトテ卒業後ニ服役セハ既ニ三十歳ニ近クシテ三ヶ年ノ現役タラサルヲ得ス共堪ヘサル所ナリ是本項ノ延期ヲ要スル所以ナリ

第四 大学々生ハ入学前ニ兵役ノ義務ヲ終ヘシムヘキ事

徴兵令第十一條滿十七歳以上二十六歳以下ノ制ハ他ノ官立府県立学校私立学校等ニ適スルモ大学ニ適スヘカラルハ前項既ニ云フ所ノ如シ既ニ大学ニ入ルハ徴兵適齡以後ノ者多ク且半途ニシテ服役スルハ其失フ所多シ故ニ吾輩此困難ヲ救済センカ為ニ大学ニ兵式操練ヲ挿マント企望シタリシガ茲ニ熟案スルニ府県中学及高等中学校ニ既ニ兵式ヲ採用シタリ然ルニ又大学ニ於テ之ヲ復ス倦厭ヲ生シ易ク且大学ニ入ルニ知識体格共ニ發達シタルノ後ニシテ通常壯丁ノ既ニ兵役ヲ卒ヘタルノ時ナリ訓練上身体精神上幾多ノ困難アルヲ免レス加フルニ大学ノ学科課程ノ高尚繁雜ナル此間ニ機械的訓練ヲ挿ムハ學事ニ損スル所多シト而シテ他ノ志願兵ニ入ル資格ノ卒業生ハ其実高等中学校予科ト年齢ヲ同フス宜ク此年齢ニ於テ之ヲ訓練セシメ大学ニ入ルノ前ニ兵役ヲ卒ヘシムヘキナリ其方法ニ至リテハ高等中学予科本科五カ年ノ間ニ於テ步兵科卒及下士ノ訓練ヲ終ラシメ其卒業ノ時ニ於テ兵科ノ試験ヲ受ケシメ卒業ノ後三カ月入官練習セシメ終末試験ニ於テ適當ノ證書ヲ与ヘ其兵役ヲ終ヘシメンコト是ナリ

第五 志願兵ハ其入隊ノ初時ヲ七月一日ト改メラレンコト

徴兵事務條例第四十七條ニ新兵入官期日ヲ十二月一日ト為ス然ルニ大学及高等中学等官立学校ハ六月末日ヲ以テ受験卒業ノ期トス然ルニ一年志願兵トナル者第一項ニ掲クル如キ不便アル者ニシテ七月以降五ヶ月ハ時日ヲ空費セサルヲ得ス是學生一身上及國家經濟上無益ノ消費トス故ニ二十二年三月閣令第十一号ヲ以テ試験補習在職服役ノ事ヲ可スト雖モ其實際ニ至リテハ行ハレサルヲ如何セン是本項ノ請願アル所以ナリ

以上五項ノ改正ハ実ニ帝國大学々生ニ對シテ國家ノ特ニ施サレンコトヲ要請セサルヲ得サル所ノ者ニシテ固ヨリ學生区々ノ情実ニ非ス之ヲ等閑ニ委センニハ自ら規避ノ策ヲ立テ若クハ一年志願兵ヲ出願セスシテ通常ノ召集ニ万一ヲ僥倖スル等ノ傾ヲ生シ大ニ大学々生ノ徳義ヲ害シ其弊ヤ延テ社会全般ニ及ハントス又嚴ニ之ヲ行ヘハ國家經濟ノ主旨ニ違フノ恐レナシト為サス是洪基ヲシテ此哀願ヲ為スノ止ムヲ得サラシメタル者ナリ仰願クハ特別ノ御詮議アラントコトヲ

明治廿三年二月

帝國大学総長渡邊洪基

(ハVは挿入部)

二、関連史料

加藤弘之提出「分科大学々生徴兵猶予年限ヲ猶三年間延期ノコトニ徴兵令改正方ノ件」

〔「秘書附緊要書類」自明治二十五年至明治二十九年所収、東京大学史料室所蔵〕

〔本文〕

帝國大学各分科大学々生之儀ハ徴兵令第十一條ニ拠リ一年志願兵ヲ請願スルコトヲ許サレ且ツ第二十一條ニ拠リ年齡滿二十六歳迄徵集猶予ヲ請願スルコトヲ許サレ有之候処大学之儀ハ他ノ官府県立学校ト違ヒ學習年限甚タ長ク高等中学ヲ卒業シ大学ニ進入シテ猶三四年ノ學習ヲ要シ候事故二十六歳以下ニ於テ卒業シ得ルコト始ト難キ有様ニシテ現今在學々生之十分ノ五程ハ二十六歳ニシテ未タ卒業ノ期ニ至ラス二十七八歳ニシテ卒業シ得ベキ事ニ有之候処右様ニテハ折角高等ナル専門学科ヲ學習シテ將來國家須要ノ事業ニ從事スヘキ見込アルモノニシテ半途ニテ廢學セサルヲ得サルノ不幸

ニ陥ラシメ候儀ニテ国家ノ為メ不利益不少甚ク遺憾ニ有之候条右大学々習年限ノ他ニ比シテ最モ長キノ故ヲ以テ特別ニ猶予年限ヲ猶三年間延期相成候様ニ徴兵令改正相成度此段開申致候尤右ハ一日モ急ヲ要シ候儀ニ付何卒今年ノ議會ニ右法案ヲ被付候様致度此段モ併セテ稟請候也

明治二十五年九月二十三日

帝国大学総長文学博士加藤弘之

文部大臣河野敏鎌殿

〔傍線部は朱筆により削除されている〕

四、史料解説

渡邊は、まず、一年志願兵制度を「全国皆兵タルヘキノ主義ト国家経済ト両立セル美事」と評価した上で、しかし、こと帝国大学の卒業生についていえば、該制度との関係において、「一方ニハ全国皆兵ノ実効ヲ奏セス一方ニハ国家経済ニ障害ヲ与フル事情」があるとして、制度本来の目的を達するためには、「矯正」すべき点が五つあるとして、第一から第五までをあげている。以下、項目をおって、その内容を検討していこう。

「第一 体格試験ヲ厳密ニ為ス事」

大学を卒業して志願した者の中に、「肺患ニ罹リ為メニ退官」した者がいたことをあげ、これは、世間がいうように「志願兵ノ体格検査」が一般の壮丁に対するより「寛貸スル所」ある結果であると指摘する。もともと彼ら大学生の身体は「孱弱」であり、その精神は「鋭敏」で

ある。したがって、軍隊生活のように、彼らの「身体ニ比シテ過重ノ労働アル」状況下におかれた場合、その影響は、他の一般徴兵たる「田夫野人ニ比シ大」である、という。

志願兵の体格審査が一般の徴兵検査に比して厳密でなかったかどうかは、わからない。たしかに可能性は否定できない。陸軍試験委員の試験を経て志願しようとする者については、各師団ごとに師団長が「身体検査ノ時日ヲ定メ府県知事ニ通達シ志願者ヲ召集シ其所ノ軍医ヨシテ身体検査ヲ為」(一年志願兵条例(以下「条例」と略す)第一条)すと、一般壮丁とは別であった。また、大学卒業者あるいは卒業見込み者については、「一般ノ徴兵ト同時ニ身体ノ検査ヲ為」し、その「合格者ニハ(一年志願兵認定證書ヲ付与)することとなっていたことを考えると、「寛貸スル所」があったかもしれないのである。

しかし、軍隊生活が、大学生個々の「孱弱」なる身体にとつては「過重ノ労働」であったかもしれないが、「彼田夫野人」たる一兵卒に比べれば、厚く遇されていたはずである。そもそも一年志願兵の場合、入営とはいっても、「営外ニ居住シ通勤」(条例)第五条)していたのである。営外居住は、士官以上にしか認められておらず、彼ら一年志願兵は士官同様自宅通勤も可能であったのである。また、営内にあつても、「一年志願兵ノ勤務及服装ハ一般ノ兵卒ト異ナルコトナシ」(条例)第二条)とはいうものの、その但書には「但営中雑役ヲ免シ又被服ニ特別ノ徽章ヲ附ス」となっていた。さらに但書は次のように続ける。「室内其他諸物品ノ掃除及馬匹馬具等掃除ノ為メ兵卒ヲ使役スルコトヲ得。但馬匹馬具等ノ掃拭ヲ習得スル為メニハ自ラ之ヲ為スヲ

要ス(「傍点引用者」と。「特別ノ徽章ヲ附」し、一般徴兵と明確に區別され、士官あるいは下士官なみの軍隊生活を送る一年志願兵は、軍隊教育に關しても、「一年志願兵ノ教育及軍事学ノ教授ニ就テハ連隊長其實ニ任」(「条例」第二一條)せられ、その連隊長は、さらに「之ヲ部下某中隊ニ編入シ該中隊長ヲシテ」(「条例」第二〇條)特別の教育を行つたのである。そして、その中「勤務ニ熟達シ且品行方正ニシテ予備士官ノ教育ヲ授クルニ堪フ可キト認ムル者」は、「入隊ノ日ヨリ起算シ六箇月ノ後上等兵トナシ」(「条例」第三條)たのである。一般徴兵の場合、二等卒(當時は「兵」ではなく「卒」として入営し一年後に一等卒となる。多くの場合、この一等卒で満期除隊となり、上等兵)一等卒以上は「兵」となるものは稀であり、しかも最低、入営から二年の後であることを考えると、六カ月後の一足飛びの上等兵勤務も、特別の処遇である。

このように、一年志願兵の軍隊生活は、一般徴兵に比しきわめて厚遇されていた、というよりは、入営と同時に士官あるいは下士官のように扱われていたといつてよいのである。その点からいえば、渡邊のこの提言は、必ずしも一年志願兵の軍隊生活の状況を反映したものとはいひ難いのである。

「第二 務メテ服役ヲ短縮スル事」

一年志願兵として服役すべき大学生をめぐる経済状態をいえば、「富家ノ子弟ハ殆ト之レ無ク多クハ親族知人ノ補助ヲ受ケ又借財ヲ成ス者」であり、「其実況ヲ言ハハ学生卒業證書ヲ受ケテ大学ノ門ヲ出レハ

債主前ニ塞ク親族其後ニ満ルモノ」である。こうした状況からいっても、また彼らが「巨万ノ国費ヲ以テ多年之ヲ養成」された国家有用の人材であることを考えても、「服役時間ヲ短縮スヘキ」であるという。そしてその方法として徴兵令第十三條の「現役中殊ニ勤務ニ熟シ品行方正ナル者ハ帰休ヲ命スルコトアル可シ」という規程の利用を提言するのである。

「巨万ノ国費ヲ以テ多年」養成された国家有用の材であることを除けば、経済的状况は、一般徴兵も全く同様である。むしろ、在営中、給与をもらえらるゝといえ徴々たる金額と引きかえに、一家の働き手を三年間の長きにわたり取り上げられる一般徴兵家族のことを考えると、一年でその義務を終えることのできる一年志願兵は、その意味において厚遇されているのであり、その短い現役期間をさらに短縮させるといふこの提言の拠るべきところは、大学生の経済状況ではなく、国家有用の人材という点にしかないのである。そうした優秀なる人間なればこそ、「訓練ノ方法ニ於テ注意スル所アラハ輒ク」徴兵令第十三條に該当する要件を満し得るはずである、というのである。

「第三 卒業生一年志願兵ヲ志願スヘキノ期ヲ數年間延ハサレン事」

帝国大学々生の年齢は、帝国大学を除いた他の一年志願兵を志願し得る中等学校等の卒業生年齢よりも高いのが普通であり、この点で帝国大学に学ぶ者にとつて、該制度の志願可能年齢は不都合が大きかつたといえる。事実、この点についてだけは、後年その制限年齢は二年引き下げられ、満二八歳となるのである。この点について、加藤弘之

も同様の稟請書を文部大臣宛に提出しているのは関連史料として掲げ
た通りである。ちなみに、学内的には、この建言の提出と前後して、
分科大学通則に一年志願兵の項が新たに設けられ、「其服役中ハ休学
規程ニ準シテ処分シ満期ノ節ハ直ニ原級ニ復スヲ許ス」とされた。〔東
京大学百年史』資料一 六四四頁参照〕

「第四 大学々生ハ入学前ニ兵役ノ義務ヲ終ヘシムヘキ事」

この件は説得的な提言であるだろう。しかし、その方法については、
予備役士官あるいは下士官の養成という一年志願兵制度の目的にか
なつた方法とはいえない。「高等中学予科本科五カ年ノ間ニ於テ歩兵
科卒及下士ノ訓練」というが、「卒」の訓練はまだしも「下士」の訓
練など、訓練を担当する人材あるいは施設整備の不十分な学校でできよ
うはずもない。まして渡邊のいう「適当ノ證書」が、予備役下士適任證
を指すのならば、「卒業ノ時ニ於テ兵科ノ試験ヲ受ケ」させ、「卒業後三
ヶ月入宮練習セシメ」ただけで「終末試験」の結果により、それを与え
るといふならば、大学生は、まさに特典中の特典を得ることとなる。

「第五 志願兵ハ其入隊ノ初時ヲ七月一日ト改メラレンコト」

建言がいうように、たしかに入宮期日が一般徴兵と同様に十二月一
日では、不都合であつたらう。しかし、一年志願兵も一般徴兵と同様
にその本籍地の師団において服務するという原則を考えると、たと
え宮内における待遇が一般徴兵と異なるとは言え、約半年の入宮期日
のずれが引き起こすであろう混乱は容易に想像されることである。

この改正提言もついに実現することはなかった。

五、まとめ

当時、徴兵制度は「富国強兵」を支える大きな柱であり、兵役は國
民が等しく負うべき義務であつた。その徴兵制度のなかで、一年志願
兵制度は中等教育機関卒業者等にもみ例外的に与えられた特典であつ
た。そして、この建言書は帝国大学々生についてさらに特別扱いをも
とめるものであつた。

この建言書の根底にあるものは、「富国強兵」という国策に、人は
それぞれ、その人の「分」に応じた役割を果たすことよつて貢献す
べきという意識ではなかつただろうか。つまり、一般人は一兵卒とし
て三年間服役することが、また、いわばエリートである中等教育機関
の卒業生等は一年間服役し、後に予備役士官あるいは下士官となるこ
とが、それぞれの「分」に応じた国策への貢献の仕方である、という
意識ではなかつたか。そして、いわばエリート中のエリートである帝
大生・帝大卒業生が、たんなるエリートである中等教育機関の卒業生
等に伍して一年間もその時間を空費することが国家経済の損失である
と説き、帝大生・帝大卒業生だけは徴兵を免除すべきであると主張す
ることが、この建言書の真のねらいではなかつただろうか。

(なかの みのる 東京大学史料室)

(ささき なおき 立教大学大学院文学研究科)